

交 企 第 3 1 6 号

平成27年 4 月24日

埼玉県警察本部長

埼玉県警察交通事故分析官及び埼玉県警察交通事故分析員の設置について（通達）

みだしのことについては、効果的かつ総合的な交通事故分析を推進するため、平成27年 5 月 1 日から次のとおり実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

記

1 趣旨

この通達は、埼玉県警察交通事故分析官（以下「交通事故分析官」という。）及び埼玉県警察交通事故分析員（以下「交通事故分析員」という。）（以下これらを「交通事故分析官等」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この通達において「総合的な交通事故分析」とは、交通事故当事者の人的要因及び車両状態、周辺の道路環境、交通規制、交通指導取締り、交通安全教育等の実施状況に加え、社会環境等の交通事故発生の遠因についても考慮した、多角的見地からの交通事故分析をいう。

3 設置

- (1) 埼玉県警察本部に、交通事故分析官等を置く。
- (2) 交通事故分析官は、交通部交通総務課の警視若しくは警部の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員をもって充てる。
- (3) 交通事故分析員は、交通部交通総務課の警部補以下の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員をもって充てる。

4 指定

交通事故分析官等の指定は、交通部交通総務課長が指定書（別記様式）を交付して行うものとする。

5 任務

- (1) 交通事故分析官は、次に掲げる任務を行うものとする。
 - ア 現場調査が必要と認められる死亡事故、社会的反響が大きい交通事故等が発生した場合における総合的な交通事故分析

イ 交通部内各所属及び警察署並びに道路管理者等関係機関との横断的な連携の下、埼玉県警察情報管理システムによる交通業務管理実施要領（平成17年交企第817号）に規定する埼玉県警察情報管理システムによる交通業務管理等を有効活用した効果的かつ総合的な交通事故抑止対策の立案及び県民に対する情報発信に資する交通事故情勢等の分析

ウ 交通事故統計の正確性及び斉一性を保持するための指導教養

(2) 交通事故分析員の任務は、次に掲げる任務を行うものとする。

ア 交通事故分析官の命を受けた交通事故統計及び交通事故分析業務

イ 交通事故捜査員に対する交通事故統計の正確性及び斉一性を保持するための指導、教養等

実施日

この通達は、平成27年5月1日から実施する。

実施日（平成30年3月28日務第792号）

この通達は、平成30年4月1日から実施する。

指 定 書

(氏名)	(官職)
<p>埼玉県警察交通事故分析官 に指定する 埼玉県警察交通事故分析員</p>	
<p>年 月 日</p> <p>交通部交通総務課長</p> <p>警 視</p>	